

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月27日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/ict/2016111500030">https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/ict/2016111500030</a>

執行機関名

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	徳島県奨学金貸与条例(平成十四年徳島県条例第三十五号)による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第一 第十一の項 徳島県奨学金貸与条例(平成十四年徳島県条例第三十五号)による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第三条及び第十三条第一項第一号	徳島県奨学金貸与条例(平成十四年徳島県条例第三十五号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	<p>第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、<u>教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)</u>の修学の援助を行い、<u>大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)</u>が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、<u>留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)</u>の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、<u>もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。</u></p> <p>第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 <u>経済的理由により修学に困難がある優れた学生等</u>に対し、<u>学資の貸与</u>その他必要な援助を行うこと。</p>	<p>第一条 この条例は、<u>経済的理由により修学が困難な者</u>に対して<u>奨学金を貸与することにより、修学の機会を確保し、もって人材を育成することを目的とする。</u></p>
⑦独自利用事務の関連規範		徳島県奨学金貸与条例, 徳島県奨学金貸与条例施行規則